



# 経営 相談事例

当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

**Q 私は、製造業を営む個人事業主です。売上も順調に伸びて、周囲からの薦めもあり法人化を考えていたところ、来年度から株式会社が設立しやすくなると聞きました。詳細を教えてください。**

現在、会社に関する定めは、商法、有限会社法、商法特例法等にあって、一般にこれらを「会社法」と呼んでいます。今度これらを、一つの法律にまとめて「新会社法」(仮称)とすることになりました。

この法律は、平成18年4月1日から施行される予定ですが、その中で特に、中小企業に関する主な部分は以下のようなものです。

### 有限会社制度がなくなります

現行の有限会社制度は株式会社制度に統合され、「株式会社」という会社類型のみになります。したがって、「新会社法」施行後は、新たに有限会社を設立することはできなくなり、株式会社を設立することになります。

現行の有限会社法に基づいて設立された有限会社は、株式会社に移行することになりますが、経過措置として「新会社法」施行後もそのまま有限会社として存続することは可能です。現在の有限会社が、株式会社に組織変更するか、有限会社のままで存続していくかは、会社の事業環境等を考慮して判断する必要があります。

### 新たな会社類型が生まれます

「新会社法」では新たな会社類型として、合同会社(LLC)が創設されます。これは社員(出資者のこと)の有限責任が確保され、会社の内部組織が総合的規律に基づいて運営される会社です。LLCはLimited Liability Companyの略称で、訳せば有限責任会社ということになります。合名会社の社員の「無限責任」を「有限責任」に置き換えたものといえます。

社員の数は1人以上であれば何人でも良く、社員は業務を執行する権限を有し、株式会社のように株主(出資者)と業務執行者が分離していません。社員は、合同会社の債務については責任を負う必要がありません(個人保証等を行えばその範囲で責任は負います)。会社内部の組織運営は社員の総意に基づき自由に行うことができます。つまり、合同会社では利益処分等の重要事項を含めた、いろいろな事項を定款で自由に定めることができるため、創業時やベンチャー企業などの小資本で人的結合が強い組織向けの会社といえます。

### 株式会社が簡単に設立できます

設立時の手続きで、簡単になる点は次の通りです。  
①最低資本金制度が撤廃され、設立しやすくなります。現在、株式会社は1,000万円、有限会社は300万円が最低資本金となっていますが、「新会社法」の株式会社のうち株式譲渡制限会社(株式を譲渡するには、会社の承認を得なければならない会社)は、資本金を

自由に決めることができるようになります。

現在でも、平成15年2月に施行された新事業創出促進法により「創業者」として確認された者が株式会社や有限会社を設立する場合には、最低資本金規制の適用が除外され、資本金が1円でも会社設立ができる、いわゆる「1円起業」が利用できます。しかし、この制度は「創業者」だけに認められた特例で、個人事業主や代表権を持つ法人役員は利用できませんでした。これに対して、来年度からは、個人事業主も「新会社法」に基づき資本金が最低1円の株式会社に「法人成り」が可能となります。

ただし、少額の資本では、対外的信用度は低くなると思います。

- ②発起設立の場合、資本相当分の「保管証明」が不要となり「残高証明」で済むこととなります。
- ③今までは、株式会社では最低でも取締役3名、監査役1名必要でしたが、株式譲渡制限会社は取締役が1名で良くなります。
- ④類似商号規制が廃止されるため、設立時に類似商号のチェックが不要になります。「新会社法」(商法を含む)では、これまで禁止されていた同一市町村内で、既存の会社と同一商号をもつ会社を設立することが、原則的に可能となります。ただし、不正競争防止法等で商号一般を保護していますので、同一商号の使用には制約があります。

### 会社を構成する組織が変わります

それぞれの株式会社の個性と実情に合わせて、会社の組織形態を選択できるようになります。

- ①株式譲渡制限会社では、取締役会の設置は任意であり、株主総会の運営は合理化されます。また、取締役の任期を定款で最長10年と規定することができます。
- ②取締役会は持ち回りの書面決議、電子メールによる決議が可能となります。
- ③監査役は、会計監査権限だけでなく業務監査権限を有することとなります。(ただし、中小企業の場合は、定款で会計監査権限だけに制限できます。)
- ④取締役とともに会社の計算書類を作成する任務を負う会計参与という任意の機関が設置できます。

### その他

現行の株式会社では原則として中間配当を含めて年2回しか配当できませんが、新しい株式会社ではいつでも株主総会の決議によって配当を含む剰余金の分配を決定する事が出来るようになります。また、一定の条件の下、定款に定めがある場合には取締役会の決議で剰余金の分配の決定ができます。

これからは、どのような組織形態を選ぼうと、名目ではなく会社の実質で判断されることとなります。今まで以上に、経営内容の充実に留意することが重要になります。

お問い合わせ先

「経営相談・窓口相談」に関するお問い合わせ先

新事業支援グループ TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5480

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/sodan> E-mail [joho@joho-iwate.or.jp](mailto:joho@joho-iwate.or.jp)